

南相木村公共施設等総合管理計画



©東京ハイジ/南相木村

平成29(2017)年3月策定

令和4(2022)年3月改訂

南 相 木 村

南相木村公共施設等総合管理計画：目次

第1章 公共施設等総合管理計画について	
1 背景と目的	1
2 計画の位置付け	1
3 施設の対象範囲	2
第2章 南相木村について	
1 概況	3
2 沿革	3
第3章 本村を取り巻く社会的状況	
1 人口の動向及び将来の見通し	4
（1）人口・世帯数の推移	4
（2）年齢階層別人口	5
（3）将来人口	6
2 財政状況	7
（1）歳入の状況	7
（2）歳出の状況	8
（3）投資的経費と地方債残高	9
（4）有形固定資産減価償却率	9
3 人口の推移、社会情勢を踏まえた財政状況に関する考察	10
第4章 公共施設等の現況及び将来の見通し	
1 公共建築物（ハコモノ施設）の現状	11
（1）公共建築物の保有状況	11
（2）築年別整備状況	12
（3）耐震化実施状況	13
2 インフラ施設の状況	14
（1）インフラ施設の現状	14
3 過去に行った対策の概要	15
（1）施設数の縮減	15
（2）各種計画の策定	15
4 将来の更新費用の推計	16
（1）長寿命化計画策定による効果額の算出方法	16
（2）公共建築物及びインフラ施設の将来の更新費用の推計	17
（3）中長期的な経費の見込み	18
第5章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	
1 計画期間	19
2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	20
3 現状や課題に関する基本認識	21
4 公共施設等の管理の基本目標	21
（1）公共建築物	21
（2）インフラ施設	21
5 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	22
（1）点検・診断等の実施方針	22
（2）維持管理・修繕・更新等の実施方針	22
（3）安全確保の実施方針	23
（4）耐震化の実施方針	23
（5）長寿命化の実施方針	23
（6）ユニバーサルデザイン化の推進方針	24
（7）統合や廃止の推進方針	24
（8）総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	24
6 P D C A サイクルの推進	25
第6章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	
1 主な施設類型ごとの方向性	26
（1）文化系施設	26
（2）社会教育系施設	27
（3）スポーツ・レクリエーション系施設	28
（4）産業系施設	29
（5）学校教育系施設、子育て支援施設	30
（6）保健・福祉施設、医療施設	31
（7）行政系施設	32
（8）村営住宅	33
（9）その他	34
（10）インフラ施設	35

第1章 公共施設等総合管理計画について

1 背景と目的

全国的に公共建築物及びインフラ施設（以下、「公共施設等」という。）の老朽化対策が大きな課題となっています。国は国土強靱化を図るべく平成25（2013）年11月にインフラ長寿命化基本計画を策定し、その流れにより総務省が平成26（2014）年4月に各地方公共団体に対し「公共施設等の総合かつ計画的な管理の推進について」により公共施設等総合管理計画の策定を要請しました。その後、個別施設計画の推進を踏まえ、平成30（2018）年2月に「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が改訂され総合管理計画の充実を図ることが求められています。

南相木村においても多様な行政需要や住民ニーズの高まりにより、公共施設等を多く建設してきましたが、近い将来一斉に改修・更新時期を迎え、今後修繕・更新等に多額の費用が必要になると見込まれます。

一方、財政面では、今後人口減少による村税収入の伸び悩み、少子高齢化社会の進展に伴う、社会保障関係の扶助費等の義務的経費の増加などにより、財政状況が悪化することが予想されます。このことから、固定費ともいえる公共施設等の更新に係る費用を、適正な水準に抑えることが喫緊の課題となっています。

以上のような本村を取り巻く課題に対し、長期的な視点をもって利活用の促進や統廃合・長寿命化等の施策を計画的に行うことにより、公共施設等の更新等に係る財政負担を軽減・平準化するとともに、住民ニーズを的確に捉え、公共施設等の全庁的、総合的な管理を推進するため、「南相木村公共施設等総合管理計画」を策定しました。

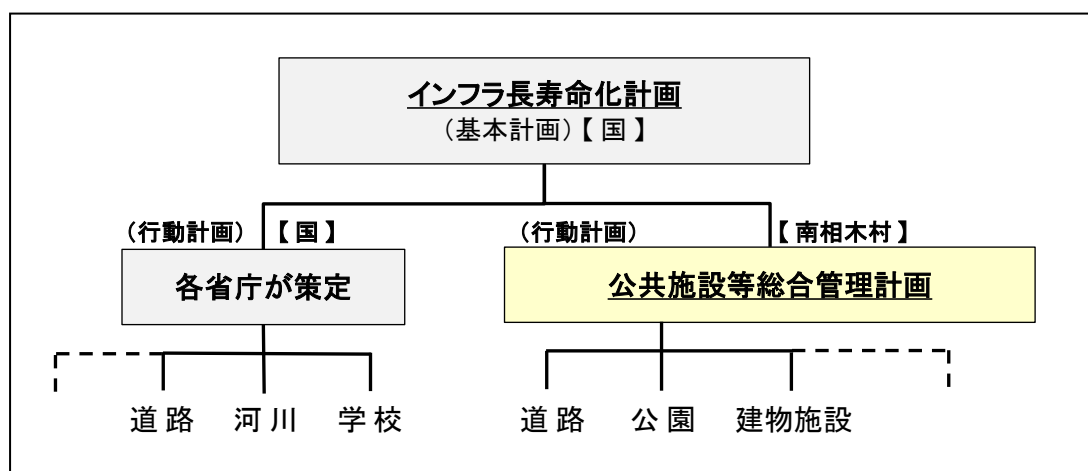
今回定める改訂版「南相木村公共施設等総合管理計画（以下「本計画」という。）」はこれまで進めてきた公共施設等に関する取組や各施設管理者が定めた個別施設計画の考え方を踏まえた見直しを行うものです。

2 計画の位置付け

本計画は、既存の公共施設等について、長期的・経営的な視点をもって、総合的・計画的にマネジメントしていくための基本的な方針を示すものです。

本計画を実施するにあたっては、この基本方針に基づいて、各種関連する計画との整合性を図りながら、取組みを進めていくこととします。

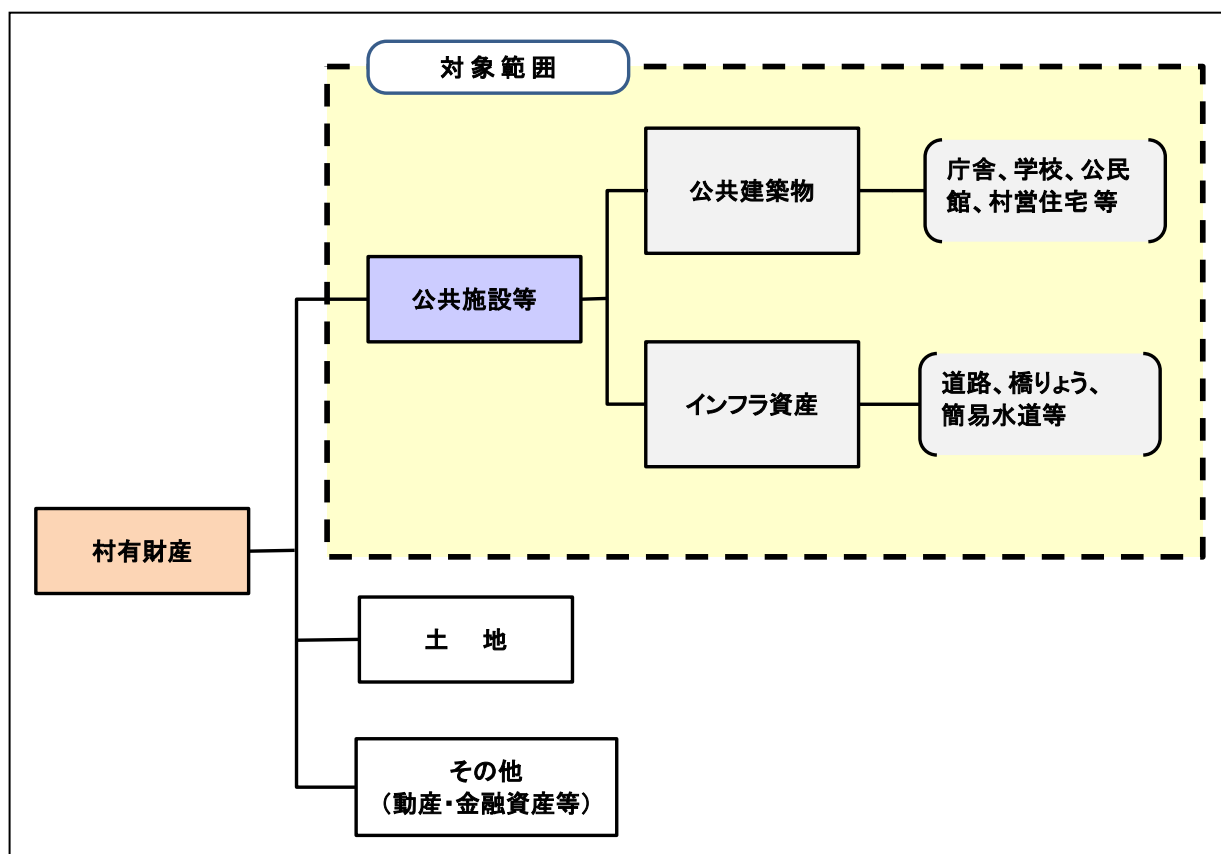
◆図表1-1 本計画の位置付け



3 施設の対象範囲

本計画で取り扱う対象施設は、令和3（2021）年3月末時点の本村が所有する庁舎・学校・村営住宅等の公共建築物や道路、橋りょう、簡易水道等のインフラ施設を対象とします。

◆図表 1-2 対象範囲の略図

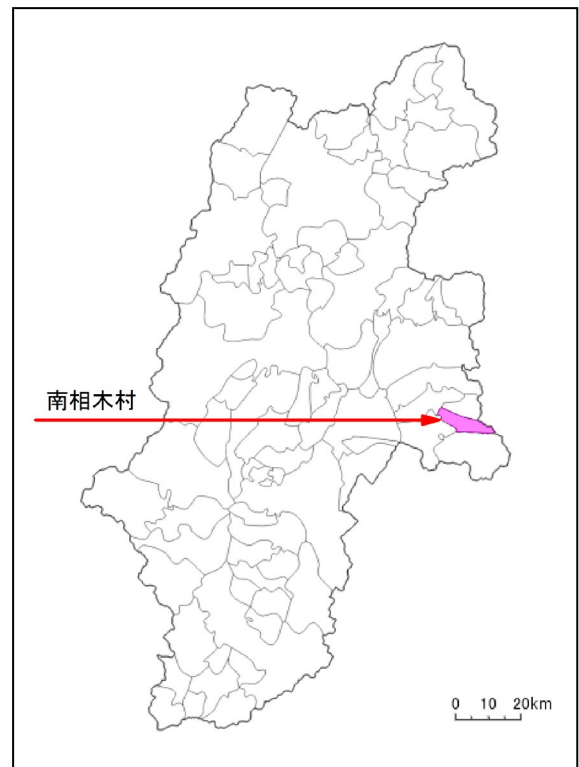


第2章 南相木村について

1 概 況

本村は、長野県南佐久郡の東南端、群馬県境に位置し、東は群馬県多野郡上野村、西は小海町に、北は北相木村に連なり、南は川上村・南牧村に隣接しています。東西 20 km、南北 5 km の細長い地形で、面積は 66.05 km²。平たん地が少なく、総面積の約 9 割を山林が占め、南相木川沿いに 10 の集落が散在しています。

気候は、内陸性高冷地気候で、年間平均気温が 9℃、降水量は年間約 1,000～1,200 mm と比較的少なく、冬季の降雪量も少量です。夏季は冷涼で日較差が大きく、冬季は寒さが厳しい気候となっています。



2 沿 革

縄文の時代から本村には人が暮らしはじめ、室町時代には相木(阿江木)氏が居住して、これが村名の由来になりました。その後、江戸時代には幕府天領となり、1565年(永禄8年)信濃国佐久郡相木村が南北に分立して南相木村となり、1889年(明治22年)4月1日町村制の施行により、単独で自治体を形成し、現在に至っています。

第3章 本村を取り巻く社会的状況

1 人口の動向及び将来の見通し

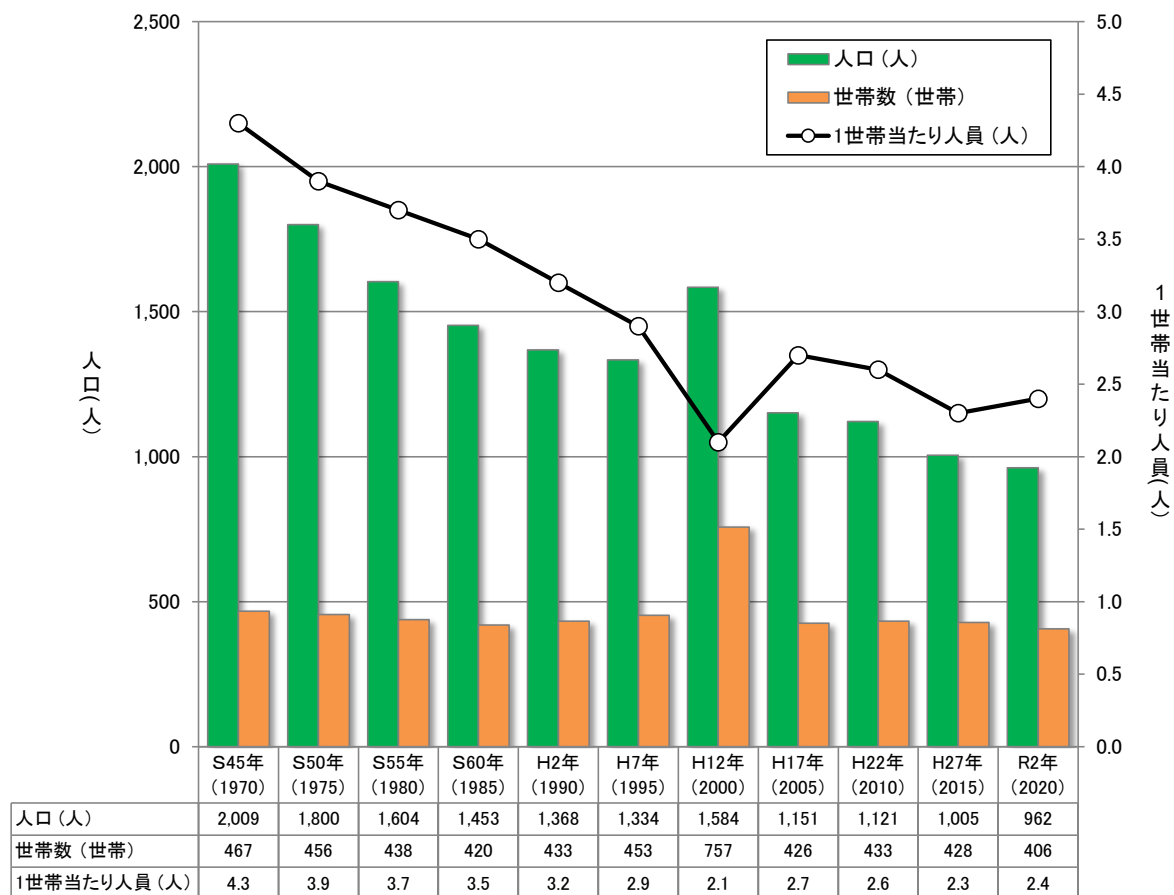
(1) 人口・世帯数の推移

国勢調査による本村の人口・世帯数の推移をみると、昭和45（1970）年の人口は2,009人で、平成12（2000）年の南相木ダム建設工事に伴う増加を除いて減少が続き、令和2（2020）年には962人と50年間で1,047人、率で52.1%減少しています。

世帯数は、昭和45（1970）年の467世帯に対し令和2（2020）年は406世帯で、人口と同様に平成12（2000）年の南相木ダム建設工事に伴う増加と平成22（2010）年を除いて、緩やかに減少し続けています。

また、1世帯あたりの人員は、昭和45（1970）年の4.3人から平成12（2000）年を除いて年々減少していましたが、令和2（2020）年には、前回に比べ0.1人増の2.4人となりました。

◆図表 3-1 人口・世帯数の推移

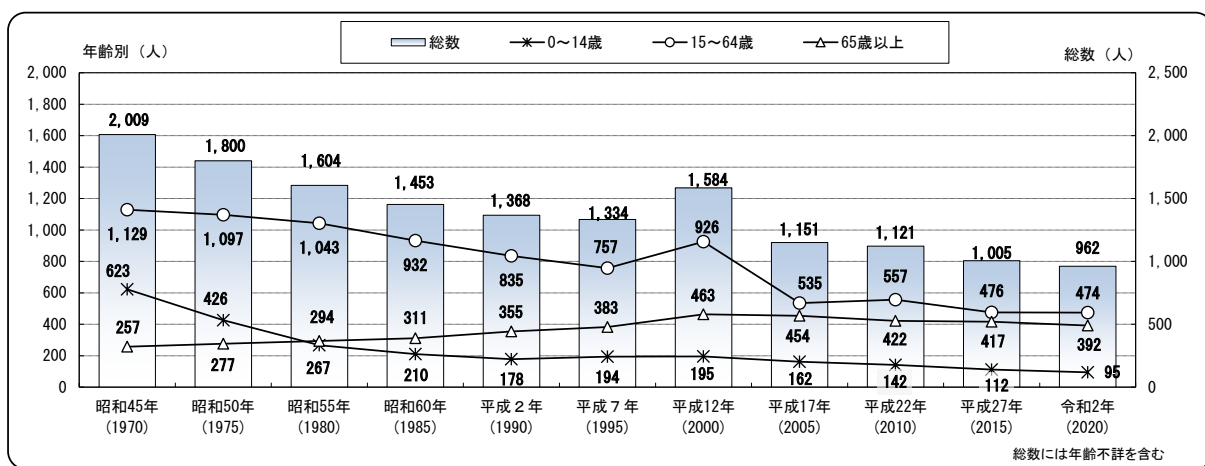


(2) 年齢階層別人口

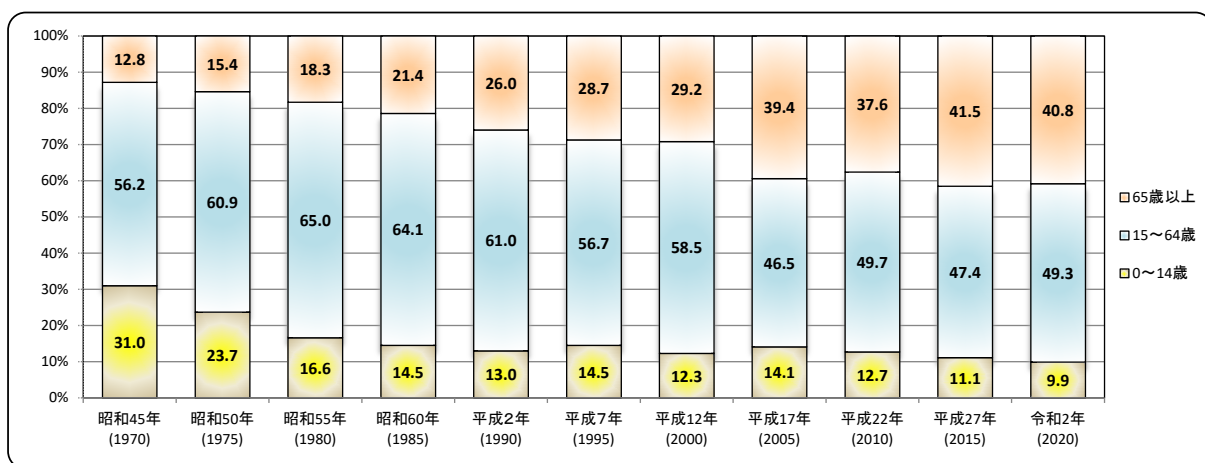
平成7（1995）年から令和2（2020）年にかけての年齢階層別人口の推移をみると、年少人口（0～14歳）は一貫して減少し、25年間で99人（51.0％）減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は25年間で9人（2.3％）増加しており、老年人口と年少人口の差は拡大しています。生産年齢人口（15～64歳）も25年間で283人（37.4％）減少しています。

令和2（2020）年の年齢階層別の人口構成比は、年少人口が9.9％、生産年齢人口が49.3％、老年人口が40.8％となっており、老年人口比は長野県平均（32.0％）、郡部平均（36.1％）、南佐久郡平均（36.3％）を上回り、昭和60（1985）年から老年人口が21％を越えた「超高齢社会」となっています。

◆図表 3-2 年齢階層別人口の推移



◆図表 3-3 年齢階層別人口構成比の推移



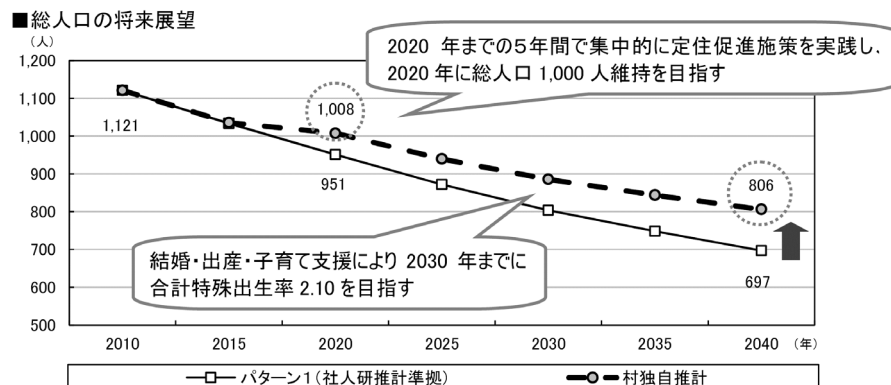
注：数字の単位未満は、四捨五入のため総数と内容の計が一致しない場合があります。

(3) 将来人口

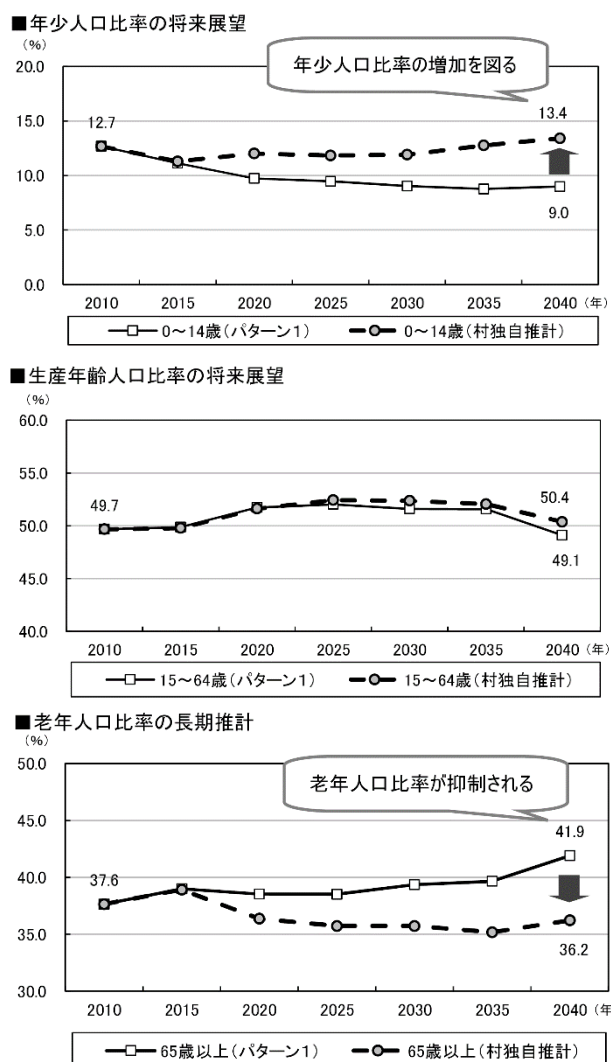
「南相木村人口ビジョン」の推計(社人研推計準拠)による、本村の令和 22(2040)年の総人口は 697 人で、平成 22(2010)年に対し 424 人(37.8%)減少することが予想されています。

今後、出生数の増加、定住促進、転出抑制を図る各種施策に取り組むことで合計特殊出生率の上昇、純移動率の増加を図り、令和22(2040)年には総人口約 800人を目指しています。

◆図表 3-4 総人口の将来展望(南相木村人口ビジョン)



◆図表 3-5 年齢階層別人口の将来展望(南相木村人口ビジョン)



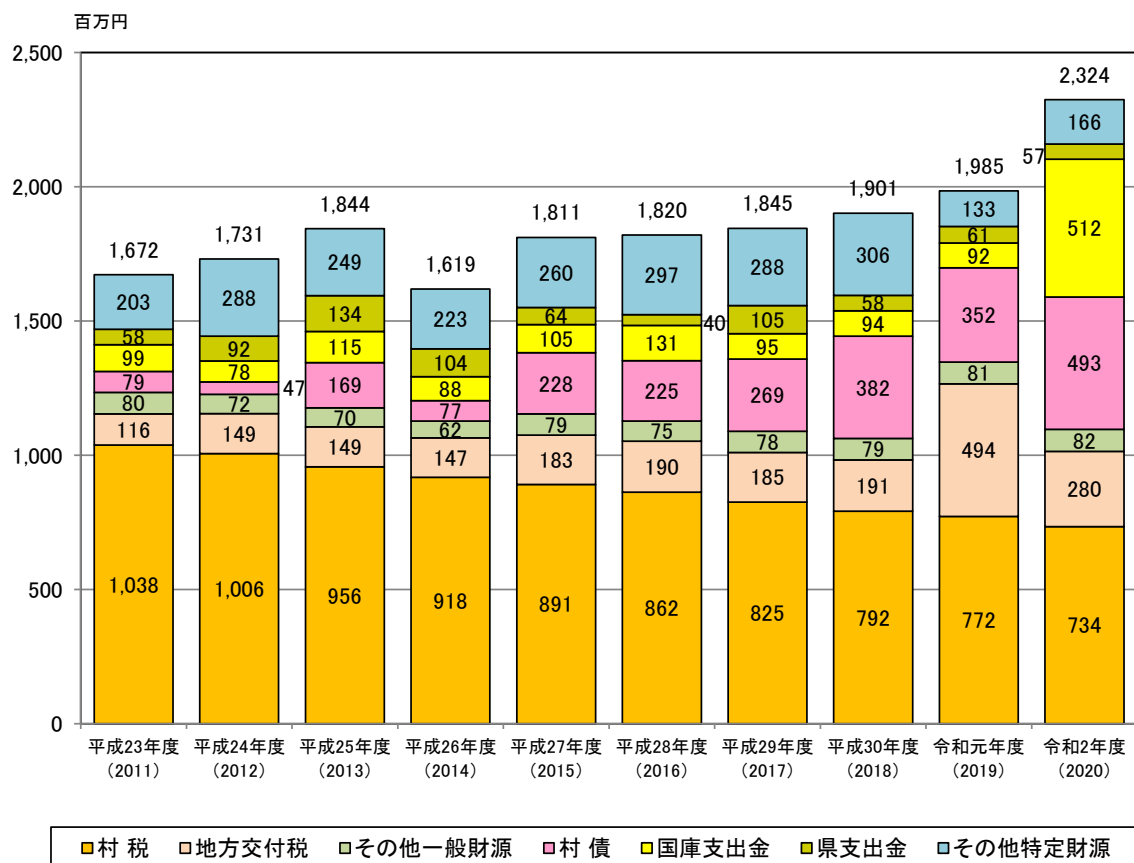
2 財政状況

(1) 歳入の状況

平成 23(2011)年度以降概ね 16～20 億円で推移していましたが、令和 2(2020)年度における歳入総額は、新型コロナウイルス感染症対策関連及び令和元年東日本台風（台風第 19 号）災害復旧の影響もあり 23.2 億円となっており、前年度と比べて 17.1%の増加となっています。

歳入の内訳をみると、村税収入は平成 23(2011)年度以降減少傾向にあり、令和 2(2020)年度の村税収入は 7.3 億円で、歳入に占める村税の割合は 31.6%となっています。今後、超高齢社会が進む中で、生産年齢人口は減少していくことが見込まれており、村税の増収は期待できない状況にあります。一方地方交付税は、平成 23(2011)年度以降増加傾向にあり、令和 2(2020)年度で歳入全体の 12.1%を占めています。

◆図表 3-6 歳入決算額の推移(普通会計)



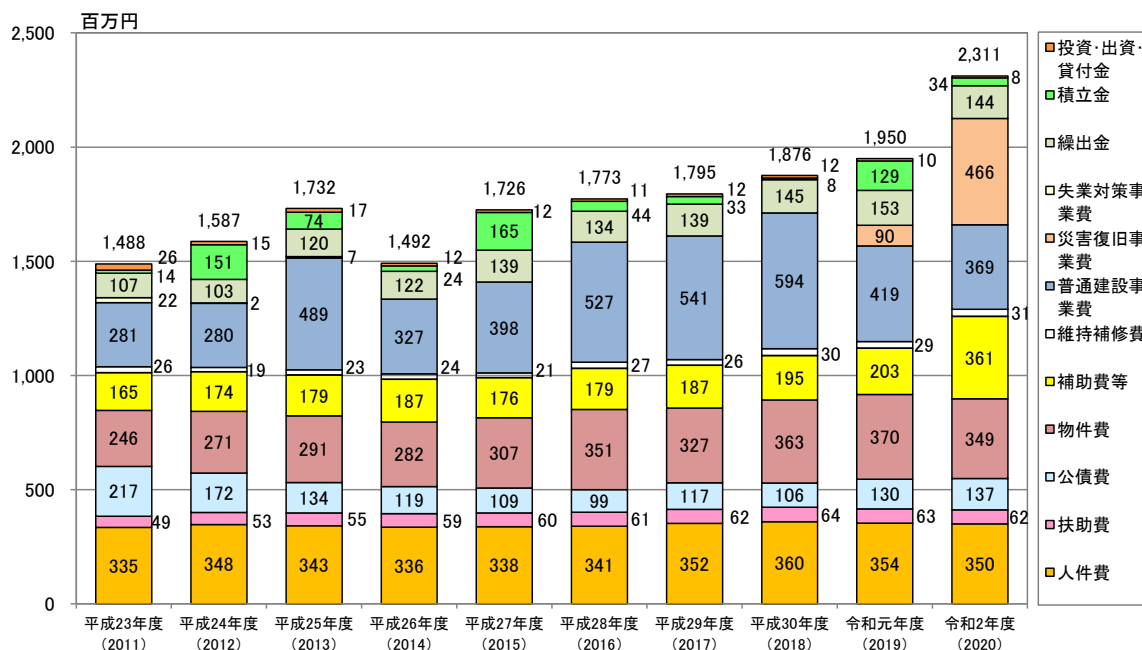
注：数字の単位未満は、四捨五入のため総数と内容の計が一致しない場合があります。

(2) 歳出の状況

歳出の内、義務的経費のうち人件費はほぼ横ばい、公債費は減少してきているものの、社会保障関係の扶助費は、今後も高齢化の進展により、医療費などの社会保障費の増加が見込まれます。経常的経費の物件費は、平成23(2011)年度以降増加傾向にあり、令和2(2020)年度の補助費等は、新型コロナウイルス感染症対策関連の影響で前年度の1.8倍の3.6億円となっています。また、投資的経費(普通建設・災害復旧事業費)は、年による変動はみられるものの、平成23(2011)年度以降概ね3～6億円で推移していましたが、令和2(2020)年度は、令和元年東日本台風(台風第19号)災害復旧の影響もあり、8.3億円となっています。今後更新を迎える公共施設等の維持更新費用の増加に伴う財源の捻出が課題となります。

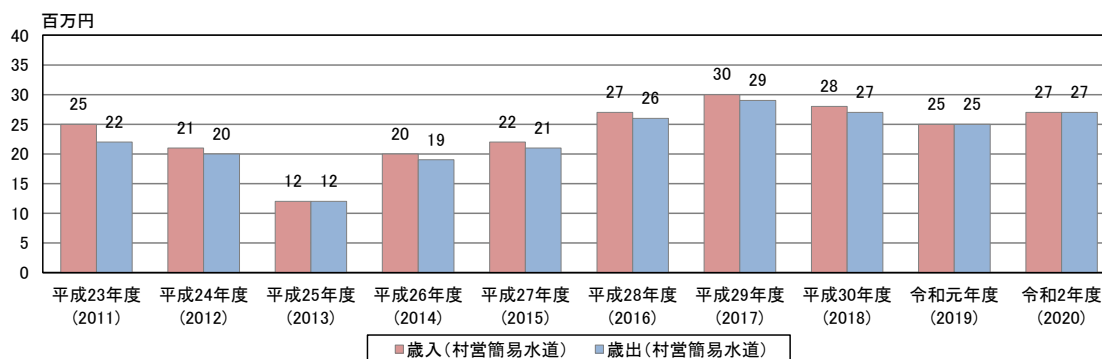
また、平成23(2011)年度以降の村営簡易水道事業における歳入及び歳出の推移をみると、平成25(2013)年度を除き、概ね0.2～0.3億円の財政規模で推移しています。

◆図表 3-7 歳出決算額の推移(普通会計)

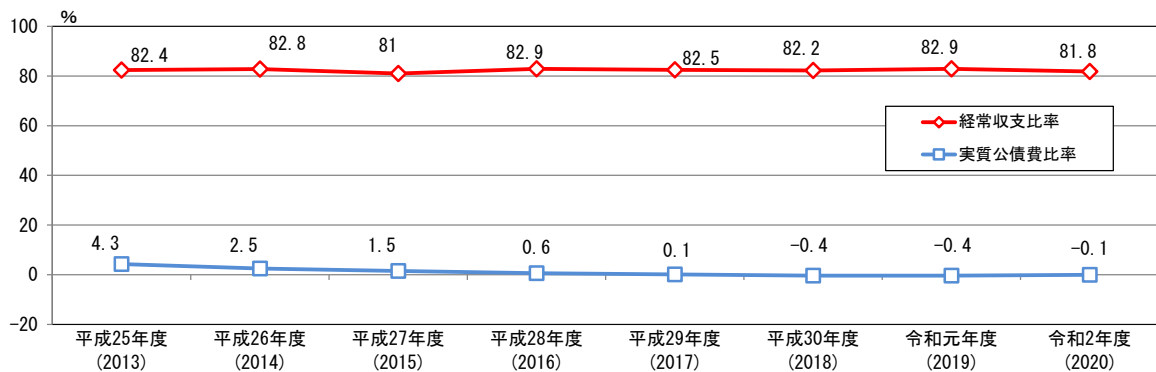


注：数字の単位未満は、四捨五入のたの総数と内容の計が一致しない場合があります。

◆図表 3-8 村営簡易水道事業の推移



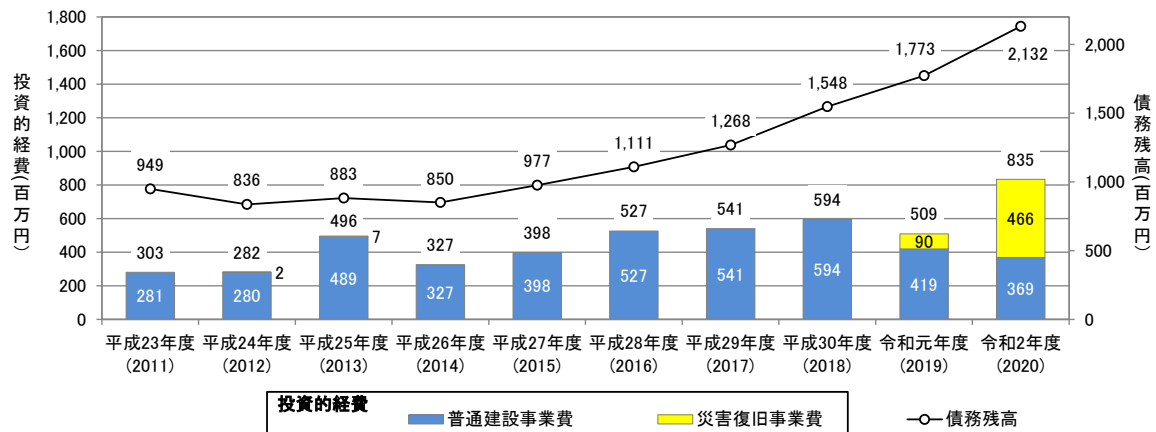
◆ 図表 3-9 財政指標



(3) 投資的経費と地方債残高

公共施設等の整備に充てた借入金である地方債の債務残高は、平成 24 (2012) 年度以降増加傾向にあり、令和 2 (2020) 年度は 21.3 億円、前年に比べて 3.6 億円増加しています。

◆ 図表 3-10 投資的経費と地方債残高の推移



(4) 有形固定資産減価償却率

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表しています。数値が 100%に近いほど保有資産が法定耐用年数に近づいていることになります。

ア. 普通会計

有形固定資産減価償却率は、全国平均、長野県平均より低い水準で、類似団体とほぼ同じ状況にありますが、既に耐用年数を経過した資産も多く、今後も耐用年数を迎える資産が多いため、更新投資の財源確保が課題になっています。

令和元 (2019) 年度末時点の本村における有形固定資産減価償却率（建物）の最も高い施設は、100.0%の体育館・プールで、次いで高いのは 91.0%の認定こども園・幼稚園・保育所となっており、最も低いのが公民館で 38.3%となっています。

イ. 公営事業会計

(水道事業の簡易水道事業については該当数値なし。)

◆ 図表 3-11 施設類型別の有形固定資産減価償却率の推移

分 類 名			有形固定資産減価償却率 (%)			
			平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)
普通会計	有形固定資産減価償却率 全体	全国平均	-	-	-	63.4
		長野県平均	-	-	-	60.9
		類似団体内平均値	56.3	57.6	58.8	59.5
		南相木村	55.9	56.7	58.0	59.6
	公 営 住 宅		86.3	79.0	70.0	68.8
	認 定 こ ど も 園 ・ 幼 稚 園 ・ 保 育 所		91.1	91.6	91.5	91.0
	学 校 施 設		67.9	69.7	72.1	72.9
	公 民 館		30.9	33.3	35.8	38.3
	体 育 館 ・ プ ー ル		100.0	100.0	100.0	100.0
	福 祉 施 設		57.5	60.6	63.6	62.6
	一 般 廃 棄 物 処 理 施 設		43.9	92.0	77.4	51.8
	消 防 施 設		55.8	57.9	60.9	63.8
	庁 舎		46.3	48.3	50.3	52.3
	道 路		48.2	49.8	51.6	53.5
	橋 り ょ う ・ ト ン ネ ル		54.8	56.4	57.6	59.0

出典：長野県市町村財政状況資料集、経営比較分析表

3 人口の推移、社会情勢を踏まえた財政状況に関する考察

歳入面について、今後、高齢化が確実に進行し生産年齢人口が減少していくことや、東京電力㈱のダムに係る固定資産税収入は、毎年度4千万円ほど減少していくことから、自主財源となる村税の減収は避けられない状況です。

また、比較的安定した歳入を確保していますが、今後大きな経済成長を見込むことが難しい現状においては、大幅な税収増は期待できない状況にあります。

一方、歳出面では扶助費や繰出金等の社会保障関係経費をはじめとする経常的経費の増加は避けられず、物価上昇に伴う支出増や公共施設等の老朽化に対応する改修費や維持修繕費が増加していくことが見込まれます。

公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る経費に充当可能な財源の確保については、ダムに係る固定資産税収入により、自主財源の確保（東京電力㈱関係で令和5（2023）年まで試算済み）は出来る見込みですが、長期的な視点で保有施設の維持更新費の財源の確保策を具体的に検討する必要があります。

また、国・県が実施する財政的、技術的支援の活用、村債の適正運営と交付税措置のある有利な起債の有効利用、新しい課税客体の創出により、財源の確保を図るとともに、村独自の施策を継続しコスト削減等を図る必要があります。

第4章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1 公共建築物（ハコモノ施設）の現状

（1）公共建築物の保有状況

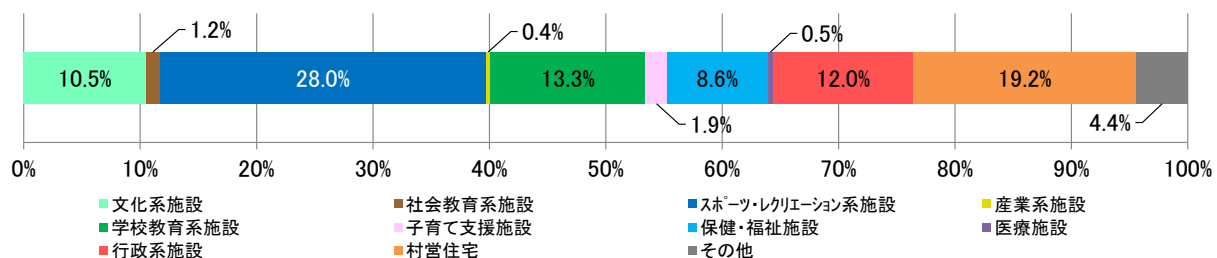
本村の公共建築物の保有状況は以下のとおりです。

本村が保有する公共建築物の延床面積の合計は 32,113.85 m² であり、その内訳は、スポーツ・レクリエーション系施設が 28.0% と最も多く、次いで村営住宅が 19.2%、学校教育系施設 13.3% と続き、この 3 分類で全体の約 6 割を占めていることがわかります。

◆図表 4-1 公共建築物の保有状況の推移

大分類	中分類	平成27年度 (2015)		令和2年度 (2020)		増減		増減の主な理由
		施設数	延床面積 (m ²)	施設数	延床面積 (m ²)	施設数	延床面積 (m ²)	
文化系施設	集会施設	4	3,360.40	6	3,385.19	2	24.8	和田地区コミュニティセンター【集会施設】→【スポーツ施設】へ異動。タニハウス/たまる家H28建築。医師用住宅【その他】から異動(やばな家)。
社会教育系施設	博物館等	1	390.00	1	390.00	0	0.0	
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	6	4,640.53	7	5,172.53	1	532.0	和田地区コミュニティセンター【集会施設】から異動。
	レクリエーション施設・観光施設	6	3,736.89	6	3,804.33	0	67.4	16、17号(旧1、2号)H29建替え。18、19号(旧3、4号)H30建替え。
産業系施設	産業系施設	1	44.70	2	119.11	1	74.4	南相木村故郷ふれあい公社事業部事務所・作業所【産業系施設】H29建築。
学校教育系施設	学校	1	3,739.77	1	4,280.17	0	540.4	更衣室棟、機械室棟、屋内プール追加。固定資産台帳精査により増あり。
子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	1	497.50	1	596.50	0	99.0	屋内プール追加。
保健・福祉施設	高齢福祉施設	4	2,622.98	4	2,768.30	0	145.3	すずらん荘R元増築。
医療施設	医療施設	1	163.06	1	163.06	0	0.0	
行政系施設	庁舎等	1	2,359.71	1	2,359.71	0	0.0	
	消防施設	6	553.96	6	553.96	0	0.0	
	その他行政系施設	5	905.96	6	938.38	1	32.4	防災備蓄倉庫H28建築。
村営住宅	村営住宅	71	5,591.96	70	6,177.44	△ 1	585.5	見上団地6号/大師団地1.2号/田屋団地4号R2取壊し。馬瀬口団地H29/和田団地H30/栗生団地R元/三川団地R2建築。丸山団地【その他】へ異動(宿舍用施設)。
その他	その他	14	1,506.00	16	1,405.17	2	△ 100.8	丸山団地【村営住宅】から異動(宿舍用施設)。医師用住宅【集会施設】へ異動(やばな家)。小沢畑かん/上野畑かん/中土畑かん資材倉庫追加。農業アルバイト用宿舍(まど場)R元取壊し。
合 計		122	30,113.42	128	32,113.85	6	2,000.4	

◆図表 4-2 公共建築物延床面積の割合

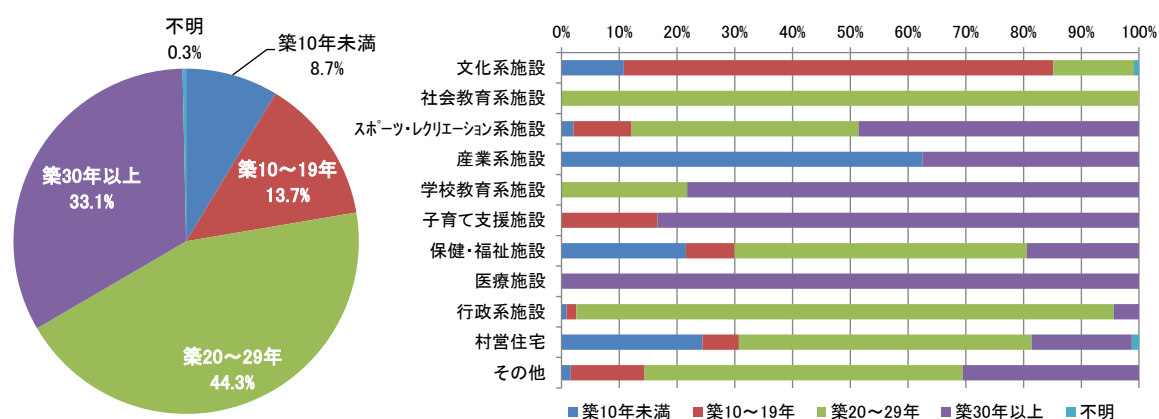


注：数字の単位未満は、四捨五入のため総数と内容の計が一致しない場合があります。

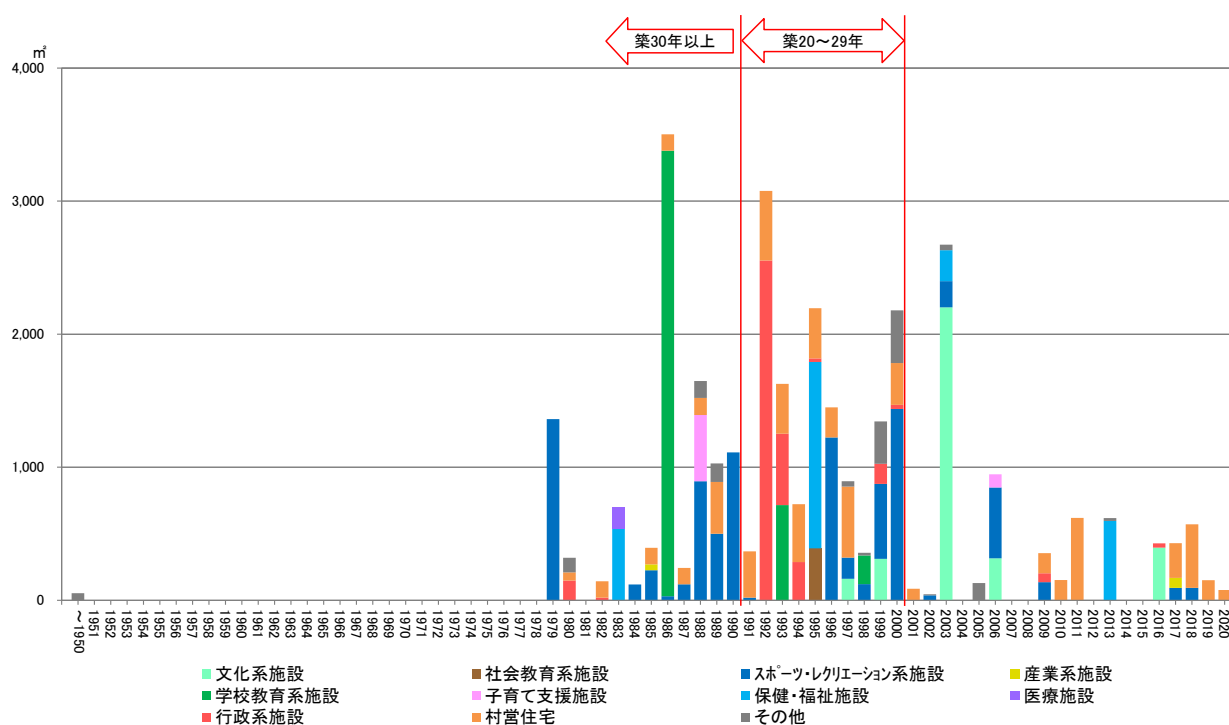
(2) 築年別整備状況

平成2(1990)年以前に建設され、すでに30年以上経過している施設(延床面積ベース)は全体の33.1%、10年後に30年以上経過となる施設割合は77.3%となることから、今後建替えや大規模改修などの更新が必要となっています。

◆図表 4-3 建築年別延床面積の割合



◆図表 4-4 建築年次別延床面積の状況

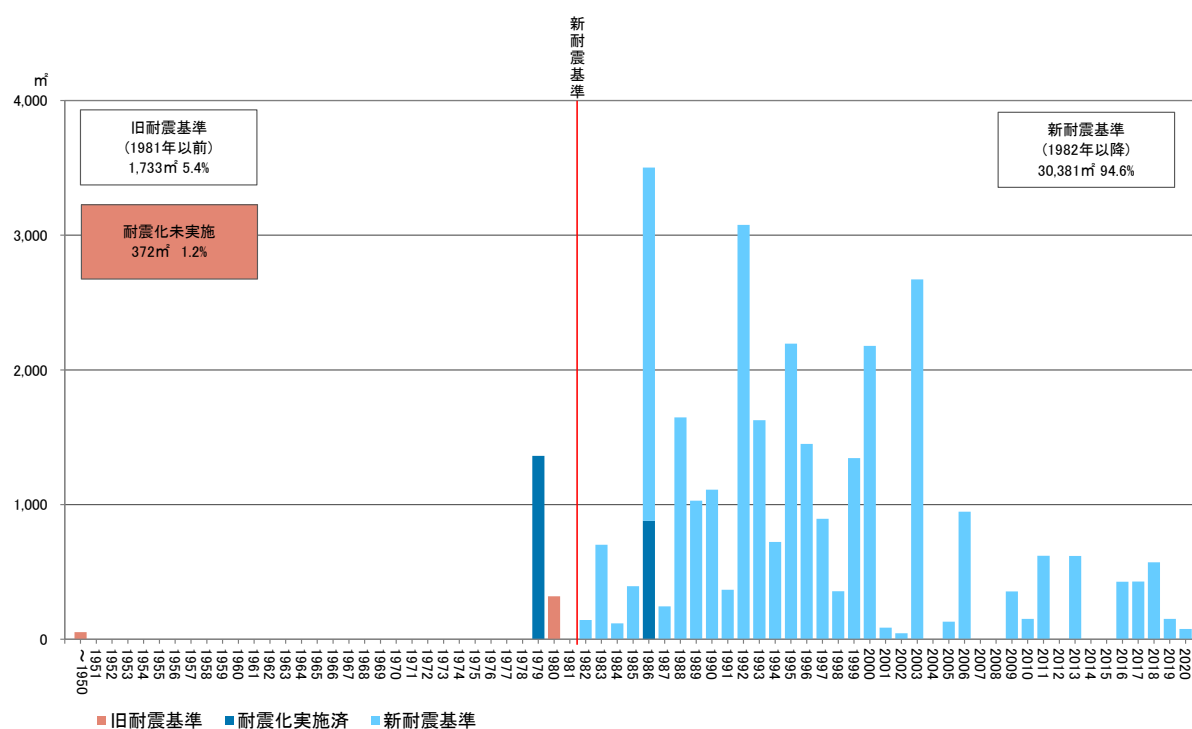


(3) 耐震化実施状況

公共建築物の耐震化の状況（延床面積ベース）は、全体の 94.6%が新耐震基準による整備、残りの 5.4%が昭和 56（1981）年以前の旧耐震基準により建築された施設であり、全体の約 9 割の施設が地震において想定建物被害に対する耐震性を有しています。

引き続き使用していく施設については、利用者の安全確保の観点から、耐震補強等を適宜行っていくことが必要となります。

◆図表 4-5 耐震化実施状況



2 インフラ施設の状況

(1) インフラ施設の現状

インフラ施設は、生活や産業の基盤となる公共施設で、生活や地域の経済活動を支えてきました。

本村の主なインフラ施設は、村道延長が 224.4km、トンネルが 3 箇所、橋りょうが 57 橋、簡易水道管路延長が 36.5km などとなっています。

インフラ施設に関しては、時間とともに傷みが進行する状況の中では、公共建築物とは異なり、予防保全的な管理を行い、長寿命化を図りつつ継続的に利用することが重要ですが、将来的に維持補修に関する経費が増大することによる財政負担が予想されます。

◆図表 4-6 インフラ施設の保有状況の推移

種 別	主 な 施 設	施 設 数	
		平成 27 年度 (2015)	令和 2 年度 (2020)
道 路	道路延長	221,896m	224,418m
	1 級村道延長	17,852m	17,852m
	2 級村道延長	15,706m	15,706m
	その他村道延長	188,338m	190,860m
	林道延長	6,115m	6,115m
トンネル	トンネル数	3 箇所	3 箇所
橋りょう	橋りょう数	56 橋	57 橋
簡易水道	管路総延長	25,748m	36,546m
	導水管	6,258m	3,546m
	送水管	4,865m	7,020m
	配水管	14,625m	25,980m
	配水池	8 施設	8 施設

注：数字の単位未満は、四捨五入のため総数と内容の計が一致しない場合があります。

3 過去に行った対策の概要

(1) 施設数の縮減

計画策定時の平成 28 (2016) 年度から令和 2 (2020) 年度にかけて 5 施設、延床面積で 441.04 m²削減しています。

◆図表 4-7 除却施設一覧

施 設 名 称	延床面積 (m ²)	建 築 年 度	対策実施年度	対策
村営住宅 見上団地 6 号	61.30	昭和 55 年度 (1980)	令和 2 年度 (2020)	売却
村営住宅 大師団地 1 号	61.30	昭和 56 年度 (1981)	令和 2 年度 (2020)	取壊し
村営住宅 大師団地 2 号	61.30	昭和 56 年度 (1981)	令和 2 年度 (2020)	取壊し
村営住宅 田屋団地 4 号	69.56	平成 3 年度 (1991)	令和元年度 (2019)	取壊し
農業アルバイト用宿舎 (まと場)	187.58	昭和 55 年度 (1980)	令和元年度 (2019)	取壊し
合 計	441.04			

(2) 各種計画の策定

◆図表 4-8 各種計画一覧

類 型	名 称	状 況
公 共 建 築 物	南相木村公共施設個別施設計画	令和元(2019)年度策定
ト ン ネ ル	南相木村トンネル長寿命化修繕計画	平成 29(2017)年度策定
橋 り よ う	南相木村橋梁長寿命化修繕計画	平成 21(2009)年度策定 平成 27(2015)年度見直 令和 2(2020)年度見直

4 将来の更新費用の推計

(1) 長寿命化計画策定による効果額の算出方法

各施設を耐用年数経過時に更新した場合や重大な損傷が生じてから対処する対症療法的な修繕等を実施した場合の必要コスト（単純更新）と、各長寿命化計画で策定された必要コストを比較することにより、将来に係るコストにどれだけの効果が出てくるのかを分析する事ができます。

長寿命化計画未策定の道路の更新費用は、総務省提供ソフト（以下、「更新費用試算ソフト」という。）を利用します。

◆図表 4-9 更新費用の根拠

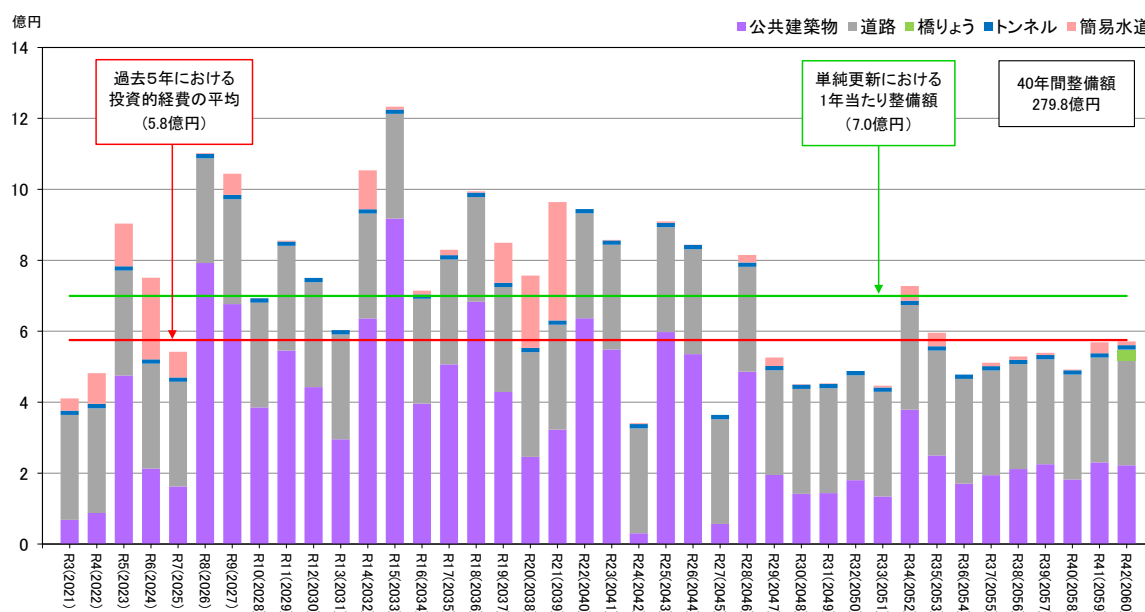
種 別	利 用 デ ー タ	
	単 純 更 新	長 寿 命 化 計 画
公 共 建 築 物	個別施設計画の従来型の事業費	個別施設計画の中・長期計画の事業費
道 路	更新費用試算ソフト	単純更新と同額
橋 り よ う	長寿命化修繕計画の対症療法型の事業費	長寿命化修繕計画の予防保全型の事業費
ト ン ネ ル	長寿命化修繕計画の事後保全型の事業費	長寿命化修繕計画の予防保全型の事業費
簡 易 水 道	簡易水道事業経営戦略の更新需要の額	簡易水道事業経営戦略の更新需要の平準化

(2) 公共建築物及びインフラ施設の将来の更新費用の推計

ア. 将来の更新費用の推計（単純更新）

単純更新における公共施設等の今後 40 年間の更新費用は 279.8 億円、年平均で 7.0 億円と試算され、これまでにかけた投資的経費の年平均 5.8 億円と比較して 1.2 倍になります。

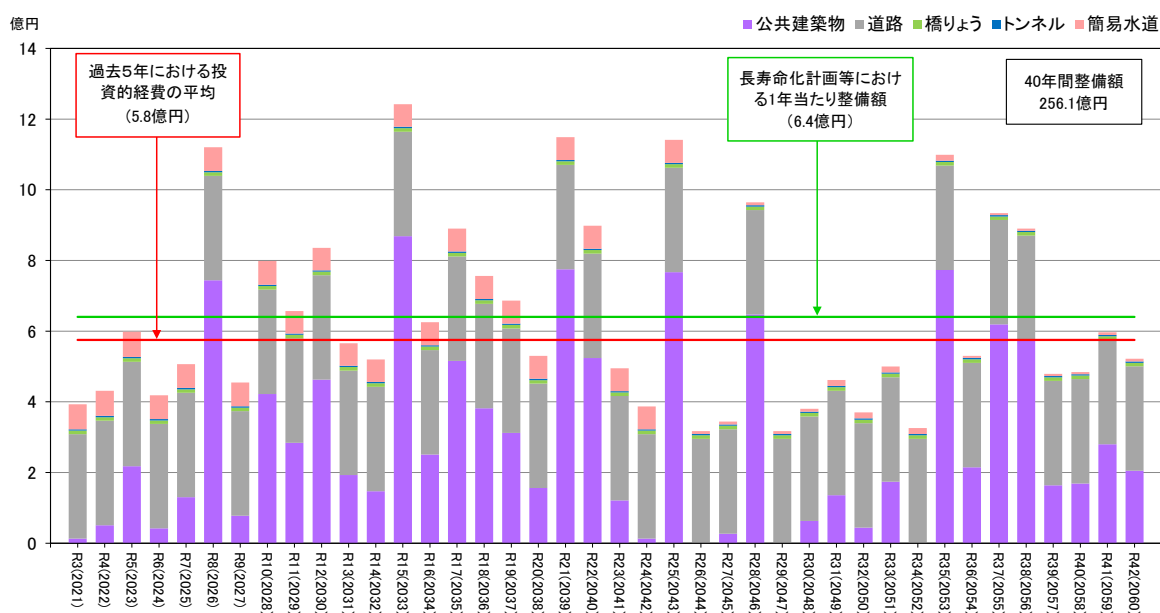
◆ 図表 4-10 将来の更新費用の推計（単純更新）



イ. 将来の更新費用の推計（長寿命化対策等）

長寿命化計画等における公共施設等の今後 40 年間の更新費用は 256.1 億円、年平均で 6.4 億円と試算され、これまでにかけた投資的経費の年平均 5.8 億円と比較して 1.1 倍になります。

◆ 図表 4-11 将来の更新費用の推計（長寿命化対策等）



(3) 中長期的な経費の見込み

施設の長寿命化対策等で実施した場合、今後 10 年間（令和 3（2021）年度から令和 12（2030）年度）で約 13 億円の削減効果が見込まれます。

今後、国・県の財政支援を戦略的に活用していくことが重要になります。

また、年によって更新費用が突出して負担が集中しないよう、平準化を行うことも必要です。

◆図表 4-12 今後 10 年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

（単位：百万円）

区 分			耐用年数経過時に単純更新した場合(①)	財 源 見 込 み	長寿命化計画 (②)	長寿命対策等の効果額 (②―①)	現在要している経費 (過去5年平均)
投資的経費	普 通 会 計	公共建築物	3,850	地方債 国庫補助等 90～100% 充当	2,445	▲1,405	445
		道 路	2,955		2,955	0	100
		橋 り ょ う	0		100	100	23
		ト ン ネ ル	122		38	▲84	-
	会公 営事 計業	簡 易 水 道	609		677	68	6
	計		7,536		6,215	▲1,321	574
維持補修費	普 通 会 計		290		290		29
	公営事業会計		20		20		2
	計		310		310		31
合 計			7,846		6,525	▲1,321	605

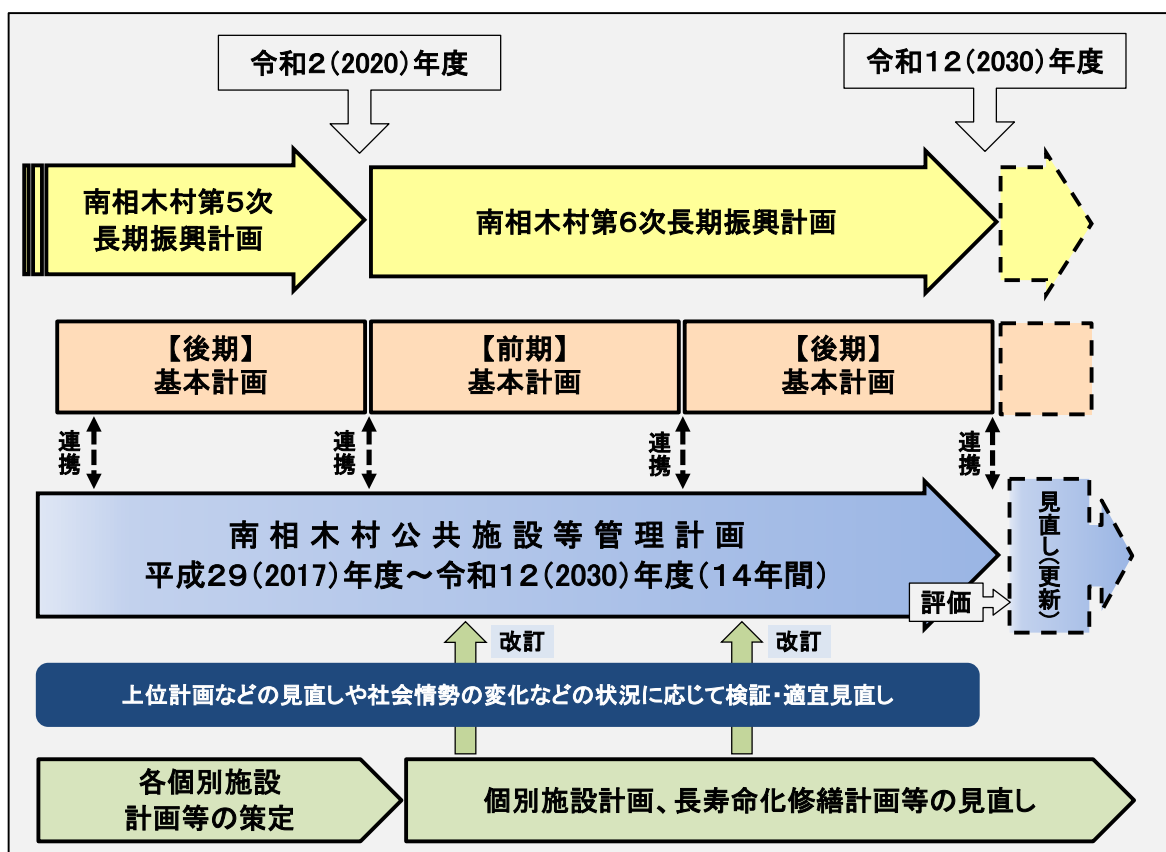
橋梁長寿命化修繕計画
予防保全的な維持管理は、補修により橋の耐用年数が 30 年延びると仮定しています。最初の 5 年間で判定区分Ⅲの橋梁を補修し、その後、判定区分Ⅱの橋梁を年平均 1.0 千万円の修繕・維持管理費を計上し、再び寿命となるため架替えとなりますが、この間に定期点検により蓄積されたデータによって計画の適宜見直しを行い、架替えを行う橋梁・補修を行う橋梁に選別して対応可能であると考えています。 その結果、60 年後は約 14 億円のコスト削減が見込まれます。
トンネル長寿命化修繕計画
予防保全の修繕内容は、第三者被害防止を目的とした補修工法を適用します。 予防保全型管理は事後保全型管理と比較して、今後 50 年間で約 6.1 億円→約 1.9 億円（▲4.2 億円）となり、約 70%のコスト削減効果が期待されます。

第5章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 計画期間

本計画は、将来の人口の見通しや今後の社会経済情勢の変化等をもとに中長期的な視点に立って策定するものであることから、平成29(2017)年度から令和38(2056)年度までの40年間を見通しつつ、上位計画である「南相木村第5次長期振興計画」などと連動しながら、概ね向こう14年間（平成29(2017)年度～令和12(2030)年度）を対象期間とし、本村を取り巻く社会情勢や、法令・国の施策等の推進状況等の変化を踏まえて必要に応じて見直すこととします。令和12(2030)年度は、10年間を基本的な計画期間とする「南相木村長期振興計画」の第6次計画の最終年次にあたることから、本計画においても令和12(2030)年度を計画の目安として設定しました。

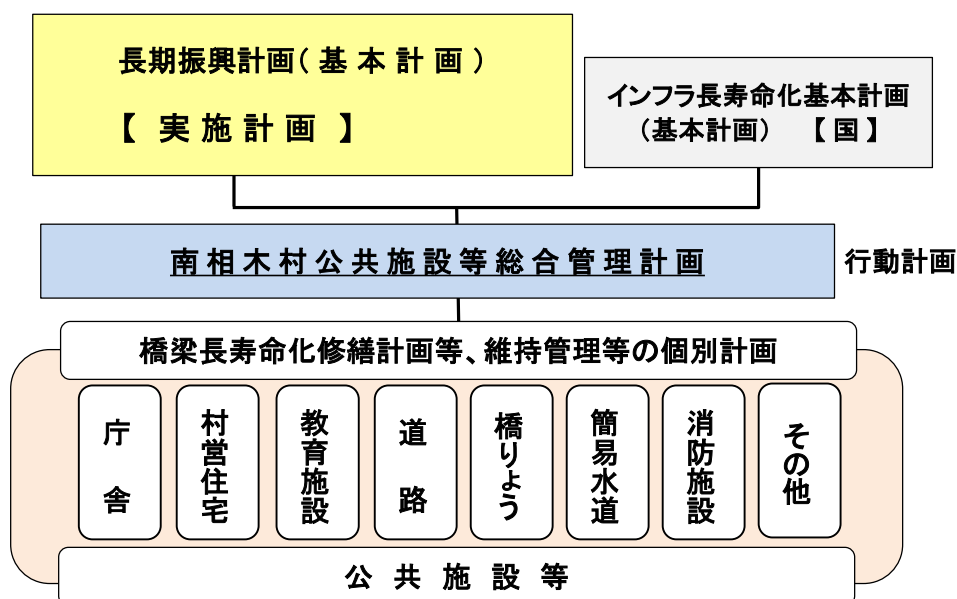
◆図表 5-1 計画期間（南相木村総合計画との関係）



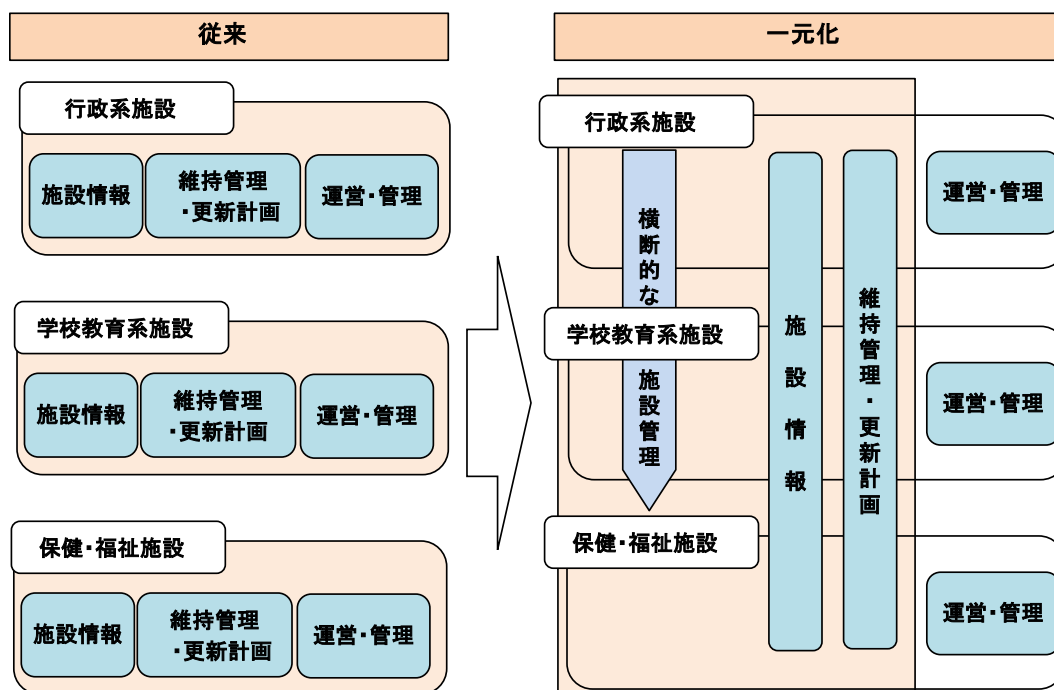
2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

本計画は、「南相木村長期振興計画」を前提とすることにより、公共施設等の現状と課題を統一的に把握し、本計画を全庁的な取り組みとしたうえで、主要な公共施設等について、施設の基礎情報や更新・改修に関する中長期の計画などのデータを一元管理するなど、公共施設等のマネジメントに必要な情報を全庁的に共有し、適正な分析・評価を行うとともに、個別施設計画の進捗管理や固定資産台帳などとの連携を図り、全庁的、横断的かつ効率的な管理・運営に努めるなど、適切に維持、更新等の管理を実施することができるよう推進体制を構築します。

◆図表 5-2 全庁的な取り組みとするための本計画の位置付け



◆図表 5-3 施設管理の一元化（イメージ）



3 現状や課題に関する基本認識

①数量の適正性

公共施設等については、人口減少に伴い全体としては利用需要の減少が見込まれるとともに、少子高齢化の進行による人口割合の変化により、必要とする公共施設等の種別・設備が変わっていくことも考えられます。

本村全体の人口が減少している中で、公共施設等の数量は、人口に比較して過剰な状況が続くと考えられることから、数量を適正に保つための施策が必要となります。

②品質の適正性

公共建築物のうち築後 30 年以上経過しているものが 33.1%、築 20～29 年が 44.3%で、10 年後には築後 30 年以上経過する公共建築物が 7 割を超えるため、老朽化や機能の陳腐化が懸念されます。今後、更新時期が到来する建築物の品質を適正に保つためには大規模な改修や更新が必要となります。

③コスト（財務）の適正性

生産年齢人口の減少と少子高齢化により、村税の減少と扶助費の増加が懸念される中、今後多くの老朽化した公共施設等が更新の時期を迎えます。

歳入の減少により、普通建設事業費に充てることのできる額も、年々減少していくことが予想されることから、公共施設等の安全性・利便性・快適性等のサービス水準を確保しつつ、施設の長寿命化や大規模改修に当たっては、今後の利用需要などその必要性を検討したうえで、施設の複合化や統廃合の視点も持ちながら、持続可能で最適な規模となるように検討を行う必要があります。

本村では、住民サービスの向上や、経費の削減等を図ってきましたが、今後も、既存施設の維持管理に当たっては、ランニングコストの縮減に努め、効果的・効率的な運営を図っていくことが必要です。

4 公共施設等の管理の基本目標

（１）公共建築物

新たな公共建築物の整備は最小限に抑制しつつ、既存施設への統合や複合化、転用等によって機能を維持しつつ、施設の総量（延床面積）を縮小してコストを縮減できるように検討します。

既存施設の長寿命化を図るため、予防保全の考え方を徹底するとともに、保全費用の平準化に努めます。建設から 30 年を超え、利用状況や長期の活用が見込まれない施設は廃止し、解体等により維持管理費の削減を行います。

住民サービスの低下に配慮しつつ、指定管理者制度や民間活力の導入等を検討し、施設の管理運営の効率化をすすめることで、維持・修繕・更新コストや管理・運営コストの縮減が図れるように検討します。

（２）インフラ施設

インフラ施設については、現在の道路や橋りょう、簡易水道管を廃止し、総量の縮減や廃止を行うことは困難であり、現実的ではありません。

今後も、新たな宅地等の開発などにより、必要に応じて新規整備をしていく必要はありますが、インフラ施設の維持・更新等を推進するために策定された各「長寿命化修繕計画」に基づき、計画的に点検、修繕を実施していくことで長寿命化を図り、更新サイクルを伸ばすことにより、維持管理のトータルコストを縮減します。

5 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

本村の現状を認識した上で、計画的な公共施設等の管理のために、更新・統廃合・長寿命化などの基本的な考え方を示します。

今後も必要な施設については、更新して維持管理を図り、機能を集約できる施設については統合するなどして、効率的に行政サービスを提供していきます。

(1) 点検・診断等の実施方針

点検・整備については、日常点検と定期・臨時点検で実施し、その点検履歴を記録し、集積・蓄積して老朽化対策等に活かすため、全庁で情報を共有するための方法や、点検・整備に関する担当部署を置くことなどを検討します。

診断については、劣化の進んだ公共施設等の補修を行う（事後保全）のではなく、予防保全型維持管理の視点に立って、必要に応じて点検や劣化診断を効果的に実施することで、施設の長寿命化を図り、トータルコストを縮減していきます。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

『新しく造ること』から『賢く使うこと』を基本認識として、公共施設等の計画的な点検や劣化診断を計画的・効率的に行うことにより、維持管理費・修繕費を平準化し、トータルコストの縮減を図ります。

更新する場合は、長期使用の可能性を検討するとともに、むらづくりとの整合性を保ち、公共施設等のコンパクト化や効率化の観点から、施設の統合や複合化について検討を行います。

施設の取り壊しに際しては、優先順位を付けて順次事業を実施し、事業費等の削減、平準化を図るようにします。

また、維持管理・修繕・更新等についても履歴を集積・蓄積することで、老朽化対策等に活かしていきます。

その他、施設の整備、維持管理等の運営については、効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業について、PPP/PFI¹などの民間の資金、経営能

¹ PPP：パブリック・プライベート・パートナーシップの略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的活用や行政の効率化を図るもの。

PFI：プライベート・ファイナンス・イニシアティブの略。PFI法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

力、技術的能力を活用することも検討していきます。

(3) 安全確保の実施方針

点検・診断等により、危険性が高いと認められた公共施設等で、利用・効用等の高い施設については、原則として速やかに安全確保及び長寿命化対策を実施することとし、危険の除去により安全の確保を図ります。

また、老朽化等により供用廃止され、かつ今後も利用・効用等の低い公共施設等については、取り壊し等を視野に入れた安全の確保を図ります。

(4) 耐震化の実施方針

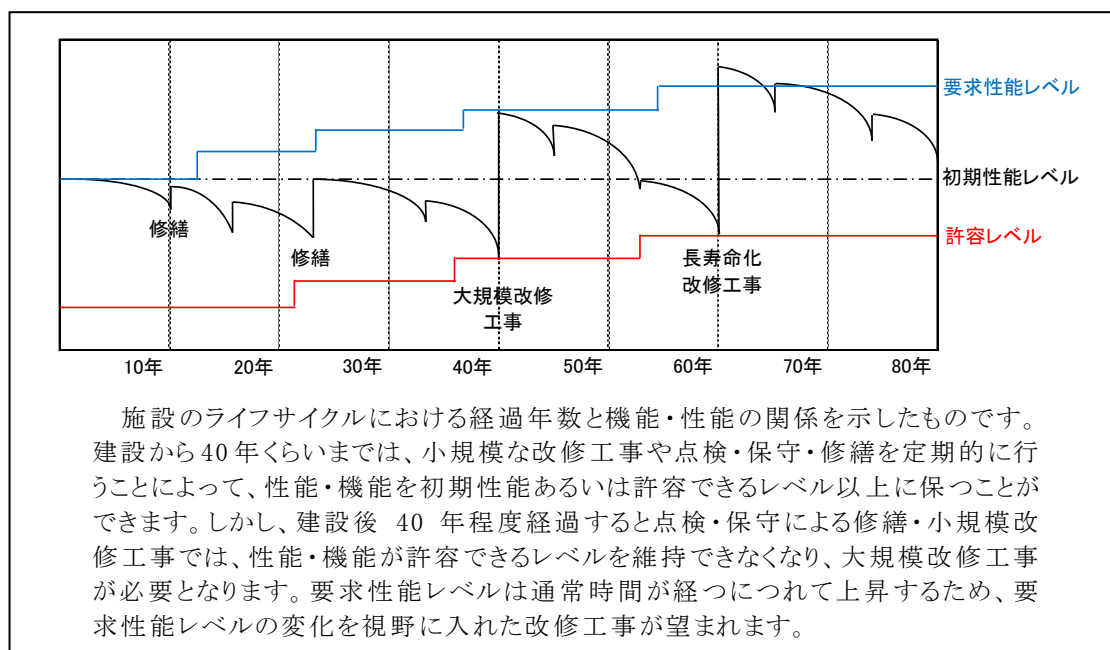
耐震化未実施施設については、本計画の安全確保の実施方針に基づき、利用・効用等の高い施設については、利用者の安全性の確保及び災害時において、的確に機能を発揮できるよう、引き続き防災・耐震性能等の向上を進めます。

(5) 長寿命化の実施方針

公共施設等については、診断と改善に重点を置き、点検・保守・修繕、清掃・廃棄物管理等を計画的に実施し、公共施設等を健康な状況に保ちます。更に定期的に施設診断を行い、小規模改修工事により不具合箇所を是正するなど、予防保全によって、公共施設等の長期使用を図ります。

また、既に策定済みの長寿命化計画（個別施設計画）等に基づき、維持管理、修繕、更新等を実施することとし、その他の施設については、本計画に準じたうえで、必要に応じて個別に長寿命化計画等を策定することを検討します。

◆図表 5-4 長寿命化における経過年数と機能・性能(イメージ)



(6) ユニバーサルデザイン化²の推進方針

公共施設等の改修や更新等を行う際には、村民ニーズや関係法令等におけるユニバーサルデザインのまちづくりの考え方を踏まえ、誰もが安全・安心で快適に利用できるよう、トイレの洋式化や多言語表記案内施設の整備など、公共施設等の質を向上させるため、ユニバーサルデザイン化を推進します。

また、既存施設等についても、利用実態等を踏まえて、適宜、導入を検討します。

(7) 統合や廃止の推進方針

村内には、老朽化した施設や課題を抱える公共施設等があります。将来の公共施設等のあり方を検討する中で、施設の移転統合、用途変更、用途廃止も含め、総合的にシミュレーションし、村の将来を見据えた公共施設等の有効利用を図るための、利用再編を進めます。

公共施設等の統合や廃止については、利用状況や老朽化の状況等を踏まえ、積極的に既存施設の有効活用及び売却等を行い、可能な限り新規の施設整備は抑制することとし、施設再編や国・県及び民間施設の利用・合築等を視野に入れ、複合化等による機能維持を図りながら施設総量の縮減を目指します。

また、統合・廃止により余剰となった施設については、取り壊しを行い、安全面の確保や景観の確保及び事業費等の削減、平準化を図るようにします。

なお、未利用財産の利活用については、必要に応じて個別方針を検討することとし、これらの情報を村民に公表することで、公平、公正な手続きのもと積極的な売却又は貸付けを進めます。

(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

「南相木村長期振興計画」の実施計画を本計画の策定の前提とすることで、所管課をはじめとして企画、財政(予算)等の各課において情報を共有し、関係課との調整を図りつつ、公共施設等の管理を総合的かつ計画的に実施するために、全庁横断的な推進体制を構築します。また、必要に応じて職員研修を行うなどして、公共施設等マネジメントのあり方、経営的視点に立った総量の適正化、保全的な維持管理及びコスト感覚に対する意識の向上に努めていきます。

計画の実施はむらづくりのあり方に関わることから、村民、有識者、議会との情報の共有化により、意見の反映を図ります。

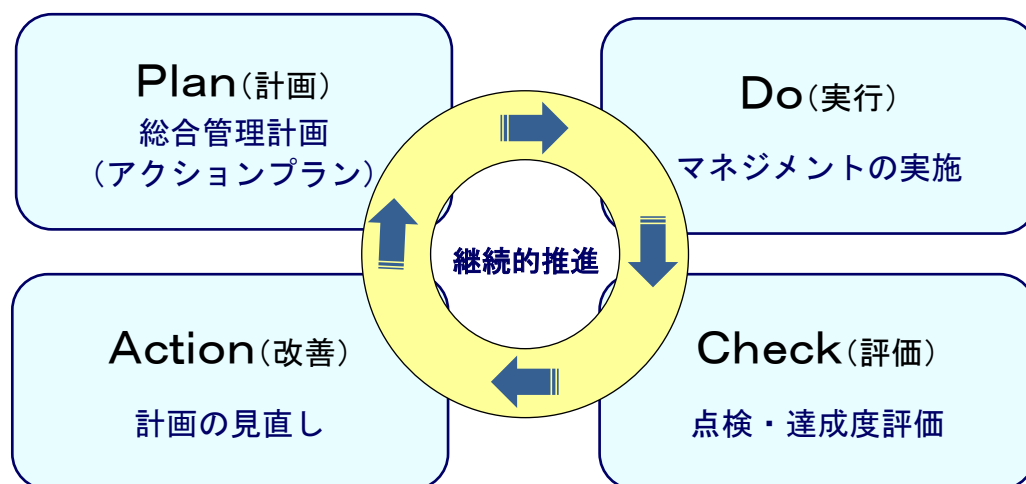
² ユニバーサルデザイン：障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

6 P D C Aサイクルの推進

本計画は、「南相木村長期振興計画」の実施計画を本計画の策定の前提とすることから、基本計画の更新等に合わせ、本計画に掲げた目標を達成するためP D C A（計画・実行・評価・改善）のマネジメントサイクルに沿った進捗管理（フォローアップ）と点検評価を行い、計画の随時見直しと充実に努めます。

なお、本計画は長期的な取り組みとなるため、国の制度変更や社会経済情勢の変化など、前提となる条件が大きく変わった時点で、適宜必要な見直しを行うとともに、議会への報告やホームページへの掲載により村民へ公表します。

◆図表 5-5 P D C A（計画・実行・評価・改善）サイクル(イメージ)



第6章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1 主な施設類型ごとの方向性

(1) 文化系施設

本村では、各地域に公民館、地域交流センター等を保有しています。

◆図表 6-1 公共建築物（文化系施設）の保有状況

文化系施設					
区 分	集会施設	施設数	6 施設	延床面積	3,385.19 m ²
対 象 施 設	南相木村公民館、加佐地区公民館、中島地区地域交流センター、タイニーハウス、たまる家、やばな家				
●管理に関する基本的な考え方 【点検・診断及び耐震化の実施方針】 地域の交流・親睦を深める場として、今後も継続して利用され则认为られるため、継続的に点検・修繕を行います。 また、定期的な劣化診断等を行い施設の安全確保や長寿命化を図ります。 【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 今後建替え等の更新費用負担を軽減するためにも、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を実施していきます。 【安全確保の実施方針】 各施設の危険箇所等を把握し、安全性の確保に努めます。 【統合や廃止の推進方針】 住民のサービス水準の低下を招かない取り組みを最優先とし、老朽化が著しい施設や利用度・稼働率が低い施設については、今後の維持管理費、改修費等を勘案し、最も効果的な対応を行うよう検討を進めます。					

(2) 社会教育系施設

社会教育系施設として本村には、南相木村民俗資料館を保有しています。

南相木村民俗資料館は、建設されてから 20 年以上が経過しているため、今後 10 年の内に大規模な修繕が必要になると考えられます。

◆図表 6-2 公共建築物（社会教育系施設）の保有状況

社会教育系施設					
区 分	博物館等	施設数	1 施設	延床面積	390.00 m ²
対 象 施 設	南相木村民俗資料館				
●管理に関する基本的な考え方 【点検・診断及び耐震化の実施方針】 今後も継続して利用されると考えられるため、継続的に点検・修繕を行い、記録・蓄積することで、施設の長寿命化に活かしていきます。 また、施設の耐震化工事を実施していますが、定期的な劣化診断等を行い施設の安全確保を図ります。 【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 今後建替え等の更新費用負担を軽減するためにも、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を実施していきます。 【安全確保の実施方針】 点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、安全の確保を図ります。 【統合や廃止の推進方針】 施設の効果的な運営を図るため、より効果的な活用ができるよう運営方式も含めて施設のあり方を検討することも考えられます。					

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

スポーツ施設として社会体育館及びゲートボール場を、レクリエーション施設・観光施設として、滝見の湯、立原高原観光施設等を保有しています。

建設されてから 30 年以上が経過している施設については、今後大規模な修繕が必要になると考えられます。また 20 年以上が経過している施設については、今後 10 年以内に大規模な修繕が必要になると考えられます。

◆図表 6-3 公共建築物（スポーツ・レクリエーション系施設）の保有状況

スポーツ・レクリエーション系施設					
区 分	スポーツ施設	施設数	7 施設	延床面積	5,172.53 m ²
対 象 施 設	南相木村社会体育館、和田地区コミュニティーセンター、下地区屋内ゲートボール場、上地区屋内ゲートボール場、祝平地区屋内ゲートボール場、三川地区屋内ゲートボール場、栗生川地区屋内ゲートボール場				
区 分	レクリエーション施設・観光施設	施設数	6 施設	延床面積	3,804.33 m ²
対 象 施 設	南相木村総合グラウンド管理棟、宮の上マレットゴルフ場、立原高原観光施設、立岩湖観光施設、滝見の湯、白土管理棟				

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

今後も継続して利用されると考えられるため、継続的に点検・修繕を行い、記録・蓄積することで、施設の長寿命化、コストの削減に活かしていきます。

昭和 56（1981）年以前の旧耐震基準で建設された施設は、南相木村社会体育館で、耐震化について数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努め、定期的な劣化診断等を行い施設の安全確保や長寿命化を図ります。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

施設の約半数が昭和 50（1975）～60（1985）年代に建てられた施設であることから、今後建替え等の更新費用負担を軽減するためにも、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を実施します。

【安全確保の実施方針】

各施設の危険箇所等を把握し、安全性の確保に努めます。

点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、利用者が安心して利用できるように、安全の確保を図ります。

【統合や廃止の推進方針】

利用実績が減少している施設については、将来的に利用実績の状況を鑑みて、より効果的な活用ができるよう運営方式も含めて施設のあり方を検討すること考えられます。

(4) 産業系施設

産業系施設として養魚池管理棟等を保有しています。

建設されてから30年以上が経過しているため、今後大規模な修繕が必要になると考えられます。

◆図表 6-4 産業系施設の保有状況

産業系施設					
区 分	産業系施設	施設数	2 施設	延床面積	119.11 ㎡
対 象 施 設	養魚池管理棟、南相木村故郷ふれあい公社事業部事務所・作業所				
●管理に関する基本的な考え方 【点検・診断及び耐震化の実施方針】 継続的に点検・修繕を行い、記録・蓄積することで、施設の長寿命化に活かしていきます。 【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 点検及び診断等の結果に基づいて、施設の適切な維持管理を図り、必要な修繕を行うことで、コストの縮減・平準化を実施していきます。また、更新等については、施設の必要性や需要を考慮します。 【安全確保の実施方針】 建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で必要な修繕を行います。 【統合や廃止の推進方針】 利用実績が減少している施設については、将来的に利用実績の状況を鑑みて、より効果的な活用ができるよう運営方式も含めて施設のあり方を検討することも考えられます。					

(5) 学校教育系施設、子育て支援施設

本村は、小学校、保育園を各1施設保有しています。小学校、保育園については、建設されてから30年以上が経過しているため、今後大規模な修繕が必要になると考えられますが、児童数の減少が見込まれる中、学校教育環境を維持するため、最適な教育環境について検討する必要があります。

◆図表 6-5 公共建築物（学校教育系施設、子育て支援施設）の保有状況

学校教育系施設					
区 分	学校	施設数	1 施設	延床面積	4, 280. 17 m ²
対 象 施 設	南相木小学校（校舎、体育館等）				
子育て支援施設					
区 分	幼稚園・保育園・こども園	施設数	1 施設	延床面積	596. 50 m ²
対 象 施 設	南相木村保育所				
●管理に関する基本的な考え方 【点検・診断及び耐震化の実施方針】 計画的に施設の点検・診断を行い、施設の状況を把握し、適時修繕します。 児童、園児の安全・安心な環境の確保と、災害時における地域の核となる施設としての機能を確保するため、施設の耐震化を優先的に進めます。 【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 両施設とも、大規模な改修が必要になることが見込まれます。今後も継続的に利用していくため、適切な維持管理、適時修繕を行い、計画的に一定規模の改修や更新を実施します。 【安全確保の実施方針】 児童、園児の安全な環境を維持することを第一優先として、必要に応じた施設改修・修繕を行います。 【統合や廃止の推進方針】 学校施設については、少子化により児童数が減少してきていることから、将来の施設の在り方を検討することが考えられます。					

(6) 保健・福祉施設、医療施設

本村では、高齢福祉施設4施設、診療所1施設を保有しています。

建設されてから30年以上が経過している施設については、今後大規模な修繕が必要になると考えられます。また20年以上が経過している施設については、今後10年以内に大規模な修繕が必要になると考えられます。

◆図表 6-6 公共建築物（保健・福祉施設・医療施設）の保有状況

保健・福祉施設					
区 分	高齢福祉施設	施設数	4 施設	延床面積	2,768.30 ㎡
対 象 施 設	南相木村老人福祉センター、南相木村老人デイサービスセンターみねお苑、栗生地区高齢者ふれあいセンター、南相木村高齢者支援ハウス				
医療施設					
区 分	医療施設	施設数	1 施設	延床面積	163.06 ㎡
対 象 施 設	南相木村国保診療所				
●管理に関する基本的な考え方					
【点検・診断及び耐震化の実施方針】					
高齢者が安全、安心して利用できるよう、継続的に点検・診断を実施するとともに、点検・診断等の履歴を集積・蓄積することで、老朽化対策等に活かしていきます。					
【維持管理・修繕・更新等の実施方針】					
点検及び診断等の結果に基づいて、施設の適切な維持管理を図り、必要な修繕を行うことで、コストの縮減・平準化を実施していきます。また、更新等については、施設の必要性や需要を考慮します。					
【安全確保の実施方針】					
建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で必要な修繕を行います。					
【統合や廃止の推進方針】					
各施設とも指定管理者制度による運営の継続等、今後の管理・運営方法について検討を進めます。					

(7) 行政系施設

庁舎等の行政系施設は、建設されてから30年以上が経過しているものもあるため、今後大規模な修繕が必要になると考えられます。その他の施設も今後、予防保全型維持管理の視点に立って、施設の長寿命化に努めます。

◆図表 6-7 公共建築物（行政系施設）の保有状況

行政系施設					
区 分	庁舎等	施設数	1 施設	延床面積	2,359.71 m ²
対 象 施 設	南相木村役場庁舎				
区 分	消防施設	施設数	6 施設	延床面積	553.96 m ²
対象施設	消防団拠点施設、消防団第2分団詰所、消防団第1分団器具置場（栗生）、消防団第1分団器具置場（三川）、消防団第2分団消防積載車置場（祝平）、水防倉庫（日向）				
区 分	その他行政系施設	施設数	6 施設	延床面積	938.38 m ²
対 象 施 設	バス車庫（加佐）、村営バス車庫、塩カル倉庫（栗の木原）、塩カル倉庫（びくに田）、合同事務所、防災備蓄倉庫				

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

計画的に点検や劣化診断を行う（予防保全）ことで、施設の長寿命化を図ります。消防団詰所は、災害時にその機能を果たせるよう、随時点検を実施します。

水防倉庫（日向）、村営バス車庫の2施設は、建築年度が不明で、耐震診断が実施されていないことから、耐震化の必要性を検討し、耐震化を実施する場合は数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努め、定期的な劣化診断等を行い施設の安全確保や長寿命化を図ります。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検や診断結果等に基づき、維持管理、修繕を行うことで、トータルコストの縮減・平準化に努めます。

【安全確保の実施方針】

各施設の危険箇所等を把握し、安全性の確保に努めます。

点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、安全の確保を図ります。

【長寿命化の実施方針】

点検や診断結果等に基づき、予防保全型の維持管理、修繕を行うことで、施設の長寿命化に取り組みます。

【統合や廃止の推進方針】

今後、各消防詰所のあり方について検討します。

(8) 村営住宅

本村が管理する村営住宅のうち、建設されてから 30 年以上が経過しているものは、今後大規模な修繕あるいは建替えが必要になると考えられます。20 年以上が経過しているものも、今後 10 年以内に大規模な修繕が必要になると考えられます。

◆図表 6-8 公共建築物（村営住宅）の保有状況

村営住宅					
区 分	村営住宅	施設数	70 施設	延床面積	6,177.44 m ²
対 象 施 設	村営住宅（見上団地、田屋団地、御所平団地、千ヶ滝団地、中条団地、加佐団地、祝平団地、土岩団地、栗生川団地、日向団地、御屋敷団地、和田団地、栗生団地、三川おやしき団地、ハイツませぐち）				
●管理に関する基本的な考え方 【点検・診断及び耐震化の実施方針】 住宅の延命を図るため、定期的に必要な点検・診断や修繕を実施します。また、点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、維持管理、修繕等を含む老朽化対策等に活かしていきます。 【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 点検の結果を踏まえ、早期の段階に予防的な修繕を実施することで、既存ストックの適正な維持管理に努めるとともに、修繕等の履歴を集積・蓄積し、老朽化対策等に活かしていきます。 【安全確保の実施方針】 点検結果に基づく修繕においては、入居者が安全かつ安心して生活ができるよう、危険の除去を優先的に実施します。 【長寿命化の実施方針】 予防保全型維持管理及び耐久性の向上等を図るため、老朽化が進む前に予防保全を実施し、既存ストックの改善を進めます。 【統合等推進方針】 老朽化が著しく耐震性を確保できない住宅については、計画的に取り壊し、建替えを実施することにより、安全で安心な村営住宅の供給を推進します。 なお、今後 10 年以内に建築後 30 年を経過する村営住宅は、計画的に住宅改修や建替えを検討します。					

(9) その他

その他の施設については、施設の利用状況や設置目的、維持管理コスト等を総合的に考慮し、廃止・統合の是非や施設のあり方を検討します。

◆図表 6-9 公共建築物（その他）の保有状況

その他					
区 分	その他施設	施設数	16 施設	延床面積	1,405.17 m ²
対 象 施 設	教員用住宅（校長・教頭）、教員用住宅、なかよし広場トイレ、わんぱく広場トイレ、農業アルバイト用宿舎（とどめき・丸山）、工房あいき（食品加工施設）、旧梅宮邸、三川旧教員住宅、旧柳澤邸、日向畑かん施設、立原畑かん資材倉庫、直売所いぬコロ市場（農産物）、小沢畑かん資材倉庫、上野畑かん資材倉庫、中土畑かん資材倉庫				
●管理に関する基本的な考え方					
【点検・診断及び耐震化の実施方針】					
今後も継続的に使用する施設については、計画的に施設の点検・診断を実施し、施設の状況を把握していきます。					
小規模で簡易な建物については、耐震化は行わず必要最小限の点検管理をすることとします。					
【維持管理・修繕・更新等の実施方針】					
点検・診断により修繕等が必要となった場合は、適正に対処し維持管理を行っていきます。更新等については、施設の必要性や需要を考慮します。					
【安全確保の実施方針】					
今後も維持していく施設は、施設の継続性や建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で必要な改修・修繕を行います。					
また、老朽化が著しい施設については、取り壊し等を視野に入れた安全の確保を図ります。					
【統合や廃止の推進方針】					
老朽化が著しく耐震性を確保できない施設については、計画的に取り壊し、建替えを実施することにより、安全で安心な施設の供給を推進します。					
その他、各施設の目的や用途に応じた管理手法を施設ごとに検討し、実施していきます。					

(10) インフラ施設

ア. 道路

本村における村道の総延長は224,418m、舗装率は53.1%です。

道路は、村民の日常生活や経済活動を行うための基盤となるものであることから、今後も継続的に道路拡幅などの改良の実施や、道路パトロールを強化し、道路の劣化状況等を速やかに把握できる体制を整えることが重要です。

長期にわたり、道路利用者等が安全・安心に通行できるよう、計画的な維持管理の実施による道路の長寿命化、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図ることが必要です。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

道路の状態や劣化予測等を把握するため、国等が示す「基準」「要領」などを踏まえ、適切な点検・診断や補修を実施します。また、道路パトロール等の日常点検により、道路施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録し、次の点検・診断等に活用します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検・診断により修繕等が必要となった場合は、適正に対処し維持管理を行っていきます。修繕、更新については、道路構造令に基づく技術基準等を適用するとともに、今後、国土交通省から新たに示される各基準類の適用を図っていくものとします。

【安全確保の実施方針】

点検・診断等により、道路利用者等に被害が発生すると判断された場合には、緊急的な修繕を実施するとともに、通行止め等の必要な措置を講じ、安全を確保します。

【統合や廃止の推進方針】

施設等の利用状況や社会的影響等を踏まえ、必要に応じて廃止等を検討します。

イ.トンネル、橋りょう

トンネル、橋りょうについては、将来大幅な更新費用の増加が予測されるため、「長寿命化修繕計画」を適切に推進することで、ライフサイクルコストの縮減・平準化を図ることが必要です。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

道路法施行規則及び告示に基づき、5年に1回の頻度で近接目視による定期点検を実施し、健全性を診断します。地域の孤立を防ぐため、避難路となる道路に架かる橋りょうの耐震対策を進めます。

また、日常点検により施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

予防保全型維持管理の対象施設を拡大し、「長寿命化修繕計画」等に基づく計画的な修繕・更新を実施します。

【安全確保の実施方針】

点検・診断等により、利用者に被害が発生すると判断された場合には、緊急的な修繕を実施するとともに、通行止め等の必要な措置を講じ、安全を確保します。

【統合や廃止の推進方針】

施設等の利用状況や社会的影響等を踏まえ、必要に応じて廃止等を検討します。

ウ.簡易水道

簡易水道は、これまで適宜修繕・更新を行いながら、施設の維持管理・改良を図ってきました。本村の簡易水道施設は、耐用年数を考慮すると、今後本格的な更新時期を迎えることとなります。このため、今後も継続的に安定したサービスを提供するため、計画的な維持管理の実施による管路等の長寿命化、管理コストの平準化を図ることが必要です。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断の実施方針】

日常点検により施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録します。

また、重要給水施設までの配水管の耐震化を積極的に推進します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

管体調査や漏水実績のデータ蓄積により、布設管路の劣化状況の把握に努め、修繕・改良工事を実施します。

また、管路更新の優先順位を付けることにより、事業量平準化に反映していくこととします。

【安全確保の実施方針】

点検等により、安全性に支障を来すと判断された場合には、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じます。

南相木村公共施設等総合管理計画

平成 29（2017）年 3 月策定

令和 4（2022）年 3 月改訂

発行者 長野県南佐久郡南相木村総務課

〒384-1211 長野県南佐久郡南相木村 3525-1

TEL 0267-78-2121 FAX 0267-78-2139

メールアドレス zaisei@vill.minamiaikinagano.jp

ホームページ <http://www.minamiaiki.jp/>